



教育・保育給付認定申請（1号認定）について

1. 教育・保育給付認定制度

平成27年4月よりスタートした子ども・子育て支援新制度により、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「教育・保育給付認定制度」が導入されました。新制度対象施設※の利用を希望する方は教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分は、保護者の利用希望や保育の必要性によって、次のとおりに分けられます。

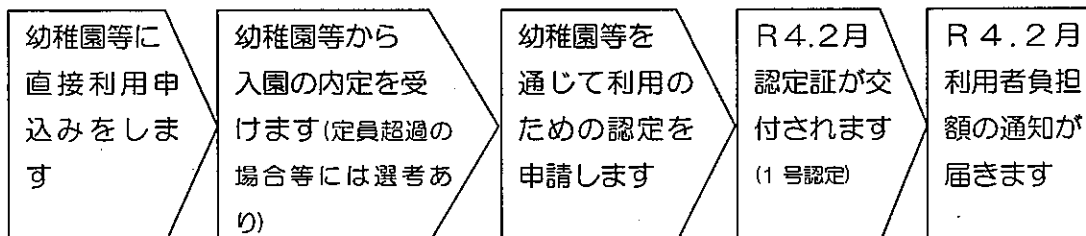
認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	満3歳以上のお子さまで、保育を必要とせず教育を希望される方	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さまで、保護者の就労や病気等の理由により、保育所等での保育を希望される方	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満のお子さまで、保護者の就労や病気等の理由により、保育所等での保育を希望される方	保育所 認定こども園 地域型保育

※ 新制度対象施設とは、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園等を指します。

2. 教育・保育給付認定申請の対象者

保護者が一宮市に住民登録をしており、新制度対象施設を利用するお子さまが対象となります。

3. 手続きの流れ



4. 「教育・保育給付認定申請書（1号）」の提出

申請書裏面にある「教育・保育給付認定申請書（1号）見本」をご参照のうえ、必要事項をご記入ください。

提出場所：内定幼稚園等

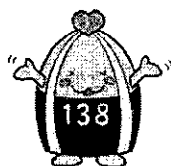
（既に幼稚園等に通っている方は、在園幼稚園等へご提出ください。）

※ 認定されると認定証が交付されます。大切に保管していただきますようお願いいたします。また、転出等で利用する必要がなくなった場合は一宮市へ速やかにご返却ください。

5. 利用者負担額

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、満3歳児以上の1号認定を受ける方の利用者負担額は、無料になりました。ただし、給食材料費、日用品などの費用は原則ご負担いただきます。

預かり保育等の無償化に係る手続きについては、別紙「～幼児教育・保育無償化に関する申請等について～」をご覧ください。



問い合わせ先

一宮市役所 子ども家庭部 保育課
入所グループ

TEL (0586) 28-9024 (直通)